

平成 21 年

第 3 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 21 年 5 月 29 日

閉 会 平成 21 年 5 月 29 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 専決処分の報告について

会 議 に 付 し た 事 件

承認第2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成20年度大津町一般会計補正予算(第7号))
承認第3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
承認第4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第29号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 1 年 5 月 2 9 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号))
日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)
日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 8 議案第 2 9 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 3 0 分 開会
開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 1 年第 3 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定によって、鈴木ムツヨさん、大塚龍一郎君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大田黒英生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告の内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第2号から日程第8 議案第29号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大田黒英生君） 日程第4 承認第2号「専決処分を報告し承認を求めることについて」から、日程第8 議案第29号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの5件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第2号から議案第29号までの5件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から議案第29号までの5件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本臨時議会に提案いたしました案件につきまして、提案理由を申し上げます。

承認第2号「専決処分を報告し承認を求めることについて（平成20年度大津町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、今回の補正は地方交付税の特別交付税などの歳入予算の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千414万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、122億2千174万4千円としたものでございます。

承認第3号「専決処分を報告し承認を求めることについて（平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、今回の補正は特別調整交付金などの歳入予算の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千496万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7千212万2千円としたものでございます。

承認第4号「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）」につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第5号「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例)」につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年3月31日に公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

次に、議案第29号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものでございます。

承認第2号から承認第5号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号、及び同法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要したため、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

また、議案第29号につきましては、条例の一部を改正しようとするものであり、条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 皆さん、こんにちは。

議案集は1ページになります。承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、別冊の承認第2号、大津町一般会計補正予算書でご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。あわせて、別冊の補正予算書の概要を参照願うならばと思っております。

まず、第1条で規定の歳入歳出予算の総額に1千414万6千円を追加し、予算の総額を122億2千174万4千円としたものでございます。前年度比12.46%の増になっております。19年度決算時でございます。

第2条で、地方債の補正を第2表地方債補正のとおりといたしております。

今回の補正の主な内容につきましては、譲与税や交付金、地方交付税等の額の確定及び事業の確定に伴うもので、急施を要したため3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

7ページをお願いいたします。第2表地方債補正の5、まちづくり交付金事業、一般補助施設整備事業債につきましては、1千930万円を減額して7億6千250万円としたものでございます。それぞれの事業費の確定で、子育て世代活動支援センター測量設計業務委託30万円の減、駅前楽善線ほかの用地費及び補償費1千870万円の減、生涯学習施設整備30万円の減になるものでございます。

7の一般公共事業債は440万円を増額して4千450万円としたものです。これは、上井手地区新農業水利システム保全事業150万円、大津北部地区県営畑総事業130万円、迫井手地区県営事業60万円の計340万円とふるさと農道県負担金100万円のそれぞれ額の確定でございます。

9、一般単独事業債では30万円減額して1千710万円としたものでございます。これは、南部工業団地農道整備に関するものでございます。各事業の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様になります。

歳入から説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税から先の14ページまでの款11 交通安全対策特別交付金につきましては、譲与税や交付金等の額の確定に伴うものでございます。特に14ページ上段の款10 地方交付税5千556万8千円の増額につきましては特別交付税分で、安心実現緊急総合対策、原油価格等の急激な上昇に係る対策に関わるものでございまして、その経費が新たに措置されたものでございます。

款14、項2、目1 民生費国庫補助金、節2の障害者福祉補助金の、通所サービス利用促進事業補助金の70万円の減額につきましては、次の15ページの款15、項2、目2 民生費県補助金の節6 通所サービス利用促進事業補助金として、額の確定により県費補助金として受け入れたものでございます。

款16は、基金等の利子でございます。

16ページをお願いいたします。

中段の款20、項4、目3 雑入、熊本県市町村振興協会交付金は、オータムジャンボ宝くじの益金の配分金でございます。

款21 町債、目2 土木債1千930万円の減額は、先ほど申しましたまちづくり交付金事業の事業費の確定によるものでございます。

及び目4 農林水産業債の増額は、充当率等により増額になったものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

17ページでございます。

款2 総務費、目13 財政調整基金費は、基金等の確定に伴う利子分の積み立てでございます。各基金の年度末残高につきましては、財政調整基金が20億2千628万5千円、減債基金が3億7千745万9千円、公共施設整備基金が14億1千216万1千円となります。各基金全体では51億1千371万2千円で、19年度比7億6千589万6千円の減額となっております。

款3、項1、目1 社会福祉総務費の国民健康保険繰出金につきましては、70歳から74歳の窓口自己負担が1割から2割に変更される予定のことが凍結されましたので、その電算システム改修委託料に関するものでございます。

18ページをお願いいたします。

款3 民生費、目7 まちづくり交付金事業費につきましては、子育て活動支援センター測量設計に係る財源組み替えになっております。

款6、項1 農業費につきましては、先ほど地方債の補正の折り説明しました上井手地区新農業水利システム保全事業、大津北部地区営繕事業、迫井手地区営繕事業、ふるさと農道整備事業に係る財源組み替えになっております。

19ページをお願いいたします。

款7、項1、目3観光費につきましては、電源立地地域対策交付金で実施しました岩戸溪谷周辺整備事業の事業実施確定によるものでございます。

次の20ページをお願いいたします。

款8土木費、項3、目6まちづくり交付金事業費5千343万2千円の減額は、駅前楽善線等の事業確定によるものでございます。

款10教育費、項5、目10まちづくり交付金事業につきましても、生涯学習施設整備に関する財源組み替えになっております。

21ページでございます。

款12公債費の減額は、借り入れ利子の確定及び一時借入金の不用によるものでございます。

款13予備費で財源調整をいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 承認第3号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の案件は、調整交付金等の額及び歳出の額の確定により専決処分したものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千496万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7千212万2千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。あわせて、概要書は3ページです。

款3、項2、目1財政調整交付金で、最初に節2特別調整交付金については、平成20年度に国から提供がありました調整交付金申請システムにより算出した交付金の額に基づき、3月議会において減額補正を行ったところですが、その後、厚労省より調整交付金申請システムの不備が確認された通知があり、3月に修正ソフトの配付を受け、再計算を行った結果、特別調整交付金の額が2千854万円となり、今回2千98万円の増額補正を行っております。また、節1普通調整交付金についてですが、普通調整交付金を算出する場合、特別調整交付金と調整されることになっており、同じく3月議会で反対に3千857万5千円の増額補正を行っていましたが、今回の特別調整交付金の増額に伴い、再計算の結果、2千411万5千円の減額補正を行ったものです。

款4、項2、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金については、3月議会において一般被保険者に係る療養給付費の見込み額により111万2千円の減額補正を行っていましたが、今回、県からの普通調整交付金の額が確定しましたので、159万1千円の増額補正を行ったものです。

節2特別調整交付金につきましては、収納率の確保及び保健事業に要した経費に伴う交付金を計上していましたが、平成20年において高額医療費共同事業及び保険財政協同安定化事業の拠出金に対する交付金が少なく、財政負担が約6千311万と著しかったため、3千589万2千円の交付金が認められ、今回3千448万2千円の増額補正を行ったものです。

款5、項1、目1療養給付費等交付金については、退職被保険者に係る療養給付費の額の確定に伴い減額補正を行っております。

10ページをお願いします。

款9、項1、目1一般会計繰入金の中で、節2職員給与費等繰入金についてですが、11ページの歳出で款1、項1、目1一般管理費の節13委託料において、国保資格システム改修委託料の額の確定による5千円の減額補正に伴い、一般会計繰入金の同額補正を行ったものです。なお、システム改修の財源については、国庫補助対象のため、一般会計についても同額を減額補正しております。

11ページをお願いいたします。

款12の予備費について、予算の調整を行い、増額補正を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） こんにちは。承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明をします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に交付、施行されたことに伴い、大津町税条例の一部改正を行ったものです。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、説明につきましては、説明資料の1ページ、2ページ等に改正の主な内容を記載しております。それから、次の3ページから7ページに条文順の説明を行って記載しております。その次に、9ページから59ページまでが新旧対照表となっております。なお、新旧対照表につきましては、50ページと多く、たくさんの項目がありますので、今回の改正の主なものを先に説明し、その後、条文ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の1ページをお願いいたします。

大津町税条例の一部改正について、地方税制の改正に伴う大津町税条例の改正内容です。今回の改正ですけれども、1点目が個人住民税における住宅借入金等ローン特別税額控除の創設になります。所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除するというものです。

①で、所得税の住宅ローン控除の可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額、②で所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額、9万7千500円の限度となります。特例の期間として、平成21年の1月1日から平成25年までに入居した人が対象になります。所得税の住宅ローン特別控除の適用がある人で所得税で引ききれなかった分について住民税からも控除いたしますということになります。確認のための手続きのために必要な措置として、給与報告書、いわゆる源泉徴収表の改正を行い、市町村に対する申告は不要となります。また、この件について減収に対する措置につきまして、個人住民税の減収額分については、減収補てん特例交付金により町に全額補てんされることとなります。全額補てんの金額等の推計ですけれども、平成19年、20年と勘案しまして、大体300件から400件、金額にして700万から1千万円補てんされるのではないかと

いうふうに想定しております。

次に、税源移譲に伴う住宅ローンの特別控除経過措置です。税源移譲に伴う住宅ローンの特別控除については、現在、平成11年から18年までに入居の方についてはこの制度がありますので、これについても同様の仕組みで申告不要ということで継続をすることになります。

次に、2点目の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率を10%の軽減税率とするということです。20年度の改正で10%の軽減を20%に戻すということになっておりましたが、今回再び20%の税率を10%に行うということで、これを3年間延長するものになります。

次に、3点目が上場株式等の譲渡益の特例の延長。これについても、平成21年1月1日から22年12月31日までの間、源泉徴収選択口座、これについては株取引専用の口座の指定が必要ということですが、この方については10%の軽減税率を1年間さらに延長するというようになります。

次に、4点目ですが、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設で、個人が平成21年、22年中に取得した土地を譲渡した場合（所有期間について5年超の者に限る）には、1千万円の特別控除、所得控除を適用するということです。下の図の方ですが、平成21年と22年に土地購入で取得した場合、土地購入価格4千万円としますが、これを5年間保有したのち、平成27年度以降、売却されて、5千万円で売却したとします、その際、2から1を引くと1千万円の譲渡所得になりますが、これについては1千万円の特別控除を設定するということになります。

次に、2ページをお願いいたします。

5点目が公的年金からの特別徴収についてです。公的年金からの特別徴収は、年金所得に係る住民税額のみを行う。給与所得や事業所得等に係る住民税額は、これまでのとおりとするということで、年金所得に係る税額所得のみに住民税を行うというものであります。この公的年金が10月から始まりますけれども、天引きが10月から始まりますが、現在年金受給者が6千400名で、現在21年4月付の65歳以上の人口、いわゆる公的年金の受給者数ですが5千858名、そのうち年金納税義務者数を1千242人と想定をいたしております。公的年金から徴収される方については最大で21%になるというふうに想定をしております。

次に、6点目です。土地に係る固定資産税の負担調整措置についてです。宅地等について、平成21年度、今年度評価替えに伴って宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するというので、これについては急激に土地について税額が上がらないように調整する仕組みですが、これを継続するというものです。次の据置年度ですが、21年に評価替えを行いますので、22年、23年が据置年度になると思いますが、地下が下落している場合には、簡易な方法により価格の下落修正ができる特別措置をそのまま継続するというので、現在の調整をしているものを継続するのが主なものです。

次に、(2)の農地についても同様の負担措置を継続するというようになります。

次に、枠内囲みで入れてありますが、これについては町税には関係ありませんけれども、地方税法

の改正で今回定められましたのでご紹介をしておきたいと思います。定額給付金について、生活対策として実施される定額給付金については、住民税を課さないこととする。次に、個人の都道府県民税、町で言いますと県民税に係る徴収取扱い費交付金について、納税義務者数に3千300円、本則は3千円ですが、3千300円を常時して得た額を交付するというので、町の場合は県民税徴収委託金として今年度予算に計上しておりますが、先ほど言いましたように本則3千円ですが3千300円とするということで、現在納税義務者数が1万3千500人ですので、これに3千300円を掛けまして4千455万円、県の方から徴収委託金が来るということになります。

次に、条文ごとに資料を準備しましたので、ご説明します。説明資料の次の3ページをお願いいたします。大津町税条例の一部を改正する条例の上から順番にいきたいと思います。

第36条の2第4項につきましては、町民税の申告で様式の寄附金税額控除申告書を追加するものです。

次の個人の町民税の徴収方法で、第38条は公的年金からの特別徴収について、給与所得及び年金所得以外の所得を加算して特別徴収するという規定を削除するものです。これについては、年金と給与所得等を合算してということでしたけれども、この「加算して」という項目を削除するものです。

次の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収ですけれども、公的年金からの特別徴収について同じで、給与所得及び年金所得以外の所得を加算して徴収する規定を削除します。第2項ですが、第2項を削除したために項数が繰り上がります。また文言の修正があります。

次に、特別徴収義務者、47条の3、これについても「加算して特別徴収する」という項目を削除します。

次の年金所得に係る仮特別徴収税額、これについても同じ内容です。

次の同第2項、第3項につきましても、年金所得のみということで、加算して特別徴収するを削除します。

次に、固定資産税の納税義務者等につきましては、54条第6項は項数の変更です。

次の第7項は、地方税法施行規則の条文番号の変更です。

56条は、医療関係の養成所において、教育の用に供する固定資産税の非課税について、この対象に一般社団法人、社会医療法人等が設置する固定資産も追加されるものです。

58条の2については、上記についての申告書及び添付書類についての規定です。

次に、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告、59条に独立行政法人自動車事故対策機構を追加するという文言の追加です。

次のページの卸売販売業者等の売渡または消費等と見なす場合ですが、これについては民法の明治29年法律第89号の年と法律番号を追加するものです。

次に附則の個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除ですが、先ほど説明しましたところであります。

第7条の3第1項は、3の2を追加したために「居住年」の文言を挿入するものです。同第3項は、3月15日、これは確定申告終了ですけれども、及び町民税の納税通知書が送達される時まで提出

されたものに限り、町長においてやむを得ない理由があると認めるときを削除するということで、先ほど個人住民税の住宅借入金のローンの最初の方に説明しましたとおり、手続きのために給与報告書、源泉徴収書と、また税務署での申告等が町の方に届きますので、これについては3月15日や6月の納税通知書より遅れても町長の方でやむを得ないと認める場合は遅れても控除しなさいというこの項目が要らなくなりましたので削除します。

第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除について、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者で平成21年から平成25年までに入居した人を所得割額から控除するを追加するものです。

次の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、これについても今の住宅ローンの控除等を追加するものです。

次の読替規定ですが、第10条は関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設を削除するものです。

第10条の2、第3項は、施行令の変更修正となります。第6項につきましても、施行規則の変更です。同第7項につきましても、施行規則の変更になります。

次に、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、第10条の3、この件に関して削除されます。

次に、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義ですが、これは年度の延長で、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に変更するというので、条文の見出しの変更になります。

次の22年度又は平成23年度における土地価格の特例、これについても年度の延長です。

次に、第11条の2第1項についても同じです。

次に、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例、これについては、鉄軌道の価格の特例についてを廃止するものです。

次に、5ページをお願いいたします。

宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例、これも年度の延長です。

次に、第12条第1項から6項まで、いずれも年度の延長となります。

第12条の2については、条文の削除です。

次に、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例、これについても第13条、年度の延長で、第13条の2は条文の削除となります。

特別土地保有税の課税の特例、これについても年度の延長となります。

同第2項についても、これは期間の延長で、「平成21年3月31日まで」を「平成24年3月31日まで」に変更するものです。

次に、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の課税の特例です。上場株式等の配当、また住宅借入金等特別税額控除、先ほどご説明しましたものを追加するものです。

次に、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、これについては文言の追加とな

ります。また、附則第7条の3の2第1項、住宅ローンの件についてを追加するものです。

それから、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条第1項は、特定の土地等の長期譲渡所得、先ほどご説明しました平成21年度及び22年度に取得した土地を5年間保有後、売却のときに特別控除があるという追加です。

同第3項、第2号は、住宅借入金の件と長期譲渡所得の金額を追加です。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、これについては期間の延長です。

次が、6ページになります。短期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、これにつきましても住宅借入金の件の文言の追加等になります。

次に、株式に係る譲渡所得に係る個人の町民税の特例、これも受託借入金の件等になります。同じです。

次が、特定管理株式会社等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例です。

第19条の2の第1項ですが、株の会社が上場企業等でなくなった場合で、その価値がなくなり、株式の損失といいますか、が出た場合に課税の特例を持つということになります。

次にも、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、これについては第20条の6項、条項の数の整理変更になります。

次に、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の2第1項に文言の、譲渡所得の文言の追加です。

次の同条第2項、第2号については、住宅ローンの件について文言の追加です。

次に、20条の4の第2項第2号、第5項の第2号につきましても、住宅ローンの件の文言の追加となります。

次のページをお願いします。7ページです。

第10条の2の第2項の追加で、認定長期優良住宅の適用を受けようとする者がすべき申告書類について規定するものです。これにつきましては、認定長期優良住宅ということで認定が受けられますと、固定資産税を3年間2分の1ということですが、これを5年間2分の1にするというような項目です。あわせて、条項の変更等を行ってあります。

3項から8項については、項数の変更、それから第7項、第8項につきましては、高齢者等居住住宅及び熱損失防止改修住宅等の提出書類について規定したものであります。

附則として、施行規則は項数等の変更、それから個人の町民税に関する経過措置は期間の延長、削除、項数の変更などを記載しております。

議案集の方の12ページですけれども、附則でこの条例は平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。第2条以下については、記載のとおりです。

続けて、承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることについて。大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案集は15ページです。これにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成21年3月31日に公布施行され、急施を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたしましたので報告をし、承認を求めるものです。

説明資料の、まず2ページをお願いいたします。

先ほど申しましたが、説明につきましては説明資料の2ページに主な内容、国民健康保険税については1と2ですが、次に8ページに条文順の説明をしております、次の60ページから70ページが新旧対照表となります。これについてもページ数が多うございますので、主な内容と、それからその後の条文の説明に代えさせていただきたいと思っております。

説明資料の2ページです。

下の方の国民健康保険税の改正について、主な改正点を説明します。国民健康保険税の2割軽減の対象となる納税義務者の要件を見直す、総所得金額と山林所得金額の合算額が軽減基準所得を超えない場合であっても、市町村が町長が前年からの所得の状況の著しい変化等により、国民健康保険税の減額が適当でないとするときは軽減対象としないという項目を廃止し、一律2割軽減対象としたものです。前年度まで所得があった場合で、本年度下がったからといって2割軽減をしなくてもよいという項目ですけれども、これについては廃止をして、一律2割軽減をしますということになります。

2の介護納付金に係る課税限度額を10万円、現行9万円ですけれども、10万円に引き上げるとしております。介護納付金課税額は、介護納付金の課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税費保険者につき算定した所得割並びに被保険者均等割及び世帯別平等割の合算額となっております。ただし、その合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税は9万円とするというふうになっております。今回の改正は、この9万円を10万円とするものです。改正の理由としまして、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担の軽減を図るためとなっております。国民健康保険税の税率につきましては、医療分、後期高齢者支援金分とこの介護納付金分に区分して、それぞれ所得割、均等割、平等割との合算額で算定をされております。今回の改正は、そのうちの介護納付金分で、合計額が10万円を超える場合、10万円を課税限度額とするものです。今回、町の介護納付金課税額が9万円から10万円に1万円引き上げられますが、町の推計としましては、推計世帯数が111世帯が該当で、111世帯が1万円課税で増えるとして111万円増となるということになります。

次に、8ページをお願いいたします。

課税額の第2条第4項につきましては、介護納付金課税額の合算額限度額を10万円に変更するものです。

次の納税義務の発生消滅に伴う賦課は、13条は、23条の第2項を削除したための条項の変更です。国民健康保険税の減額、23条の1項、介護納付金は10万円とするという変更です。同条の第2項については、先ほど2割軽減の分については削除するということとなります。

附則の公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例、これについても今の項目の削除をしたため

変更です。

次の上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例については第3項の追加でございます。

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、これも23条の第2項を削除したための変更です。

短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第5項も特定の土地の譲渡所得、先ほど言いました特別控除ですけれども、これについての控除の追加です。

株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、これも23条の第2項を削除したための変更です。

次に、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、これについても上場株式の件と国民健康保険税の課税の件の特例を追加するものです。

第8項も同じです。

第10項、第12項から第14項も23条の2を削除したための変更です。

議案集の方で、附則としてこの条例は平成21年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしてしております。適用区分で、改正後の大津町国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。よろしくお願いいたします。

続けて説明させていただきます。

議案第29号です。大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案集の19ページをお願いいたします。

提案理由ですけれども、国家公務員の一般職員の給与に関する法律の一部改正に順次、条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料の71ページをお願いいたします。

まず、今回の人事院勧告の主な概要をご説明します。平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置、1で一般職、国家公務員の特別給与の改定にあたっての基本的な考え方ですが、一般職国家公務員の特別給、期末手当、勤勉手当は、民間の特別給、ボーナスの過去1年間の支給実績を正確に把握して、支給割合に換算した上で官民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本とされております。

2の本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施として、1で民間企業の春季賃金改定において春季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況に鑑み、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、約2千700社を対象に特別調査を実施されております。

2で、調査完了率が75.6%、夏季一時金決定済企業について340社、企業割合として13.5%、従業員割合で19.7%ということです。

①で、現時点では、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定

②決定済企業における夏季一時金の対前年増減率はマイナスの14.9%となっているが、製造業ではマイナス22%であるのに対し、非製造業ではマイナス6%と産業別に大きなばらつきが見られます。

③で、決定済企業の従業員割合も産業別にばらつきがあり、決定済企業における対前年増減率マイナス14.9%となったのは、決定済企業における製造業の従業員の割合が5割を超えていることが強く反映しているものとされております。調査対象全従業員ベースで見た対前年増減率はマイナス13.2%となっております。

3で特例措置の実施ですが、1、このように民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがえることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと。12月期の特別給、いわゆるボーナスで1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当である。現時点において夏季一時金の全体状況を正確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当である。

2で、その特例措置による凍結月数分は、6月期の特別給の支給月数2.15カ月分に調査対象全企業従業員ベースで見た減少率、マイナス13.2%を乗じて得た月数を0.05月単位で切り捨てた0.25月分相当とすることが考えられるが、民間の約8割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位の0.05月分を差し引き0.2月分とすることが適当であると。その期末手当と勤勉手当への配分は、6月期の特別給の構成比に従って実施することになるということです。

4で、今回の特例措置による6月期の期末・勤勉手当の支給月数として、一般職員現行2.15月を凍結分0.2月として、凍結後1.95月分となると。

内訳は、期末手当の1.40を1.25、マイナス0.15。勤勉手当を現行0.75月を0.7、マイナスの0.05となります。

一般職員の特別給の条例措置により引き下げとなる他の期末手当、勤勉手当で、技能労務職員については一般職と同じに減額、それから議会議員及び町長等については、期末手当が現行1.40を1.25月に、マイナス0.15月となります。

以上が5月1日に行われた人事院勧告の概要です。熊本県の人事院会等でも調査をされまして、県議会、県知事に人事院勧告、また熊本市も5月15日に市長及び議会議長に人事院勧告をされ、昨日熊本県においては議会を開かれたということです。また、県内ほとんどの町村については、5月中に提案ということで聞いております。大津町につきましては、県とか熊本市のように人事委員会を有しておりませんので、関係企業等の調査、またはそれをする機関、組織を持っておりませんので、いわゆる国の人事院勧告及び県等に準じてこの夏の、6月のボーナスを0.2月分減額することといたして、今回の臨時会に提案したものです。今回の条例改正に伴う期末勤勉手当の減額ですが、①一般職員及び技能労務職員、いわゆる職員202名ですが、合計額約1千480万円程度、202名で1千48

0万円程度、1人平均7万3千500円程度となります。それから、次の町長、副町長、教育長の3人ですが、合計額で約32万4千円、1人平均10万8千円となります。それから、議会議員16人で合計額71万4千円程度、約ですね、1人平均マイナスの4万4千600円程度となります。総合計が約1千590万という数字となります。

また、今回の人事院勧告につきましては、暫定の臨時勧告であることから、今後も人事院につきましては今後企業調査等を実施して、さらに正確に民間と公務の格差調査の上、例年どおり秋以降に確定の人事院勧告がなされるということであり、町では今回条例の改正のみで、6月期のボーナスについて暫定措置を講じることとして、減額分の予算については、秋の人事院勧告を待って精算確定をすることといたしております。

今回の勧告で例年の人事院勧告のように12月に1年分を精算すると、職員等に大幅な減額となってしまう可能性があることから、暫定的に6月期の一部を凍結するということとなります。

72ページをお願いいたします。21年6月に支給します勤勉手当に関する特例措置で、ただいま申し上げましたとおり文中の、附則で100分の140とあるのを125、勤勉手当の100分の75を100分の70とするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明を終わりました。

しばらく休憩いたします。2時40分から始めます。

午後2時31分 休憩

△

午後2時40分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第5号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

今回、23条で2割軽減分を一律に無条件に適用をするということで、これだけ見れば納税者にとっては改正だと思えますが、お尋ねしたいのは、この町長の判断による、今までは適用されない場合もあるということだったんですが、過去にそういう例があったのかどうかということと、これは何ですかね、元々国民健康保険法に基づいてそういう町長が適用しないということが定められていたのか、法とは直接関係ないということなのか、確認をしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

1点目の23条の2項ですけれども、これまで町長が適用したかということではありますが、これについては適用例は、該当はありません。根拠としましては、地方税法の規定による項目であります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第29号について質疑いたします。

今回の議案の説明をお聞きしまして、相変わらず人事院勧告に準じると、地方自治体の大津町も準じてやるということを説明されたかと思います。私は、上げるにしても、下げるにしても、いつもこの町全体の把握をまずやったらどうかということをおっしゃっています。なぜならば、この公務員の地方自治体の職員の給与、我々の議員の報酬は、町税で賄われておるといふ性質からでありますので、町のデータが必ずここにはなければならぬと私は思いますが、町のデータあたりのそういった民間の把握ですね、そういったものができているのかどうか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

人事院勧告準拠ということで、大津町としては町全体の状況について把握したかということですが、先ほども申し上げましたとおり、熊本県、また人事院等につきましては、国内の企業、また熊本県においては県内の企業、人事院については、先ほど2千700社を調査したということでお話をしました。熊本県の人事院会の方で県内企業222社を特別に調査をされております。それから熊本市についても、市内78事業所を調査されたということで聞いております。いずれも県、熊本市とも人事院会という組織で調査をされておりますが、大津町のような町村については人事院会等の組織を持ちませんので、その調査組織、機関がありません。それによりまして、永田議員のおっしゃるその町全体の状況についてですね、町で調査しなさいということになりますけれども、そういう組織がありませんので、私たちとしましては人事院勧告並びに熊本県等の、また市町村等の動向を見ながら準じて凍結ということとさせていただきますところではあります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第29号について質疑いたします。

人事院勧告は、通常8月ぐらいいってたわけですがけれども、今回臨時に出された勧告、先ほど数値的にも回答率とか、全労働者の20%弱の結果でというような説明がございまして、人事院の調査方法等において問題があるとは思わないか、質疑したいと思っております。

さらに、御船町では人事院による臨時勧告による期末勤勉手当の減額を見送り、定例勧告による減額を検討したいという報道がなされております。大津町では、あくまでもいわゆる労働基本権の制約の代償である人事院勧告について、いかなる場合も忠実に従っていくということで考えておられるのか、まず質疑したいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 金田議員の質疑にお答えします。

国の人事院のいわゆる民間調査等のやり方といいますか、調査の方法に満足しているかということになりますけれども、国におかれましては、先ほど申しましたように国内企業の中で2千700社の

調査を行われました。調査完了率が75.6%ということで、また、あわせまして現時点では8割の従業員の夏季一時金が未定ということの調査で、国におかれましても、その人事院におかれましても、まだ不十分ではないかというふうなことではないかと思えます。これにつきましては、さらに調査をされて秋の人事院勧告に反映するというのでされております。また熊本県におかれましても、同じように122社調査をされておりますけれども、まだ未定のところもあるし、今後も調査は行うということでありますので、これについても秋等について精算するというので、調査についてはまだまだ未熟というかですね、完全ではないのではないかというふうに考えられます。それで、引き続き調査ということでありますので、私たちの方も秋の勧告を待って取り組みたいということであります。現在、8割がまだ未定ということでありますので、これから調査が進んで人事院勧告、正式なもの、それから県の勧告等もさらに見極めながら進めていきたいというふうに思います。

それから、人事院勧告に準拠するかということですが、私たちはこれまでも人事院勧告尊重という立場で取り組んでまいりました。これにつきましては、人事院のみならず、熊本県、それから市町村とかですね、その辺の状況も勘案しながら人事院勧告尊重というのを基本の線として取り組んだところです。事務方としては、そういうふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） そこで、去年の人事院勧告についてお尋ねいたしますけれども、去年も8月1日に勧告がなされております。中身は、給与、ボーナス等も据置という、そんな内容だったかと思えます。あわせて、時短、1日の労働時間、7時間45分という、そういう勧告もなされております。大津町では、勧告どおりやられていますか。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 実施しているか、してないかだけでいいですか。昨年20年の人事院勧告につきましては、今、議員の方がおっしゃいましたように給与等の据置と時間短縮、いわゆるポイントとしましては職員の勤務時間を1日7時間45分にするという勧告であったかと思えます。これにつきましては民間等の企業等の勤務時間、労働時間の調査を人事院の方でされまして、民間の方の労働時間が職員の勤務時間より1日15分程度、1週間で1時間15分程度短いという結論がなされました。そこで、人事院としては1日15分程度短縮するという勧告であったかと思えます。これについては、先ほど私申しましたように、人事院勧告尊重ということでは15分短縮ということになるかと思えますが、人事院は行っておりますけれども、去年につきましては熊本県ほか未実施が、または検討中だったのが熊本県庁をはじめ30市町村やっておられないと。短縮した市町村は18市町村ということで、先ほど言いましたように私たちは国とか熊本県の方も参考にしながら進めるということで、去年の勧告、今年4月1日からの実施については、引き続き熊本県の方でも調査をされるということでしたので見送ったということであります。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 新聞の報道でも、どっかの熊本県の町で総務省の通達に従って時短を行ったという報道がなされています。総務省の通達の中身、どんな中身だったのか。そしてまた、私は人事院

勧告尊重するならば、常にそれに従ってという、そういう方向性やっていくのは当然かと思えますけれども、改めて質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議案第29条の関連でございますけれども、おっしゃるように大津町におきましては、大津町の町内の企業関連等についての状況を考えてみますと、大変厳しい状況でございますので、今回の人事院勧告に準じ尊重するというか、準じて今回の減額をお願いしたというようなことでございます。もちろん勤務時間等につきましても、町内の企業、あるいは近隣の町村とも検討し、我々の組合とも相談しながら従前どおりの勤務をお願いしながら頑張っていたいただいております。

○議長（大田黒英生君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、承認第4号と第5号、議案第29号の3件について、反対の立場から討論を行います。

最初に、承認第4号の大津町税条例改正であります。改正の中身を見ますと、国が決定をしたこととはいえ、賛成しがたいということでもあります。とりわけ上場株式等の配当利益に対する軽減税率、いわゆる証券取引に関する利益に対する、まさに超特例の減税措置を延期をするということでもあります。本来、今年度限りでこの軽減措置は撤廃をされる予定であったのが、またもや延期をされると。株式等の証券の取り引きで100万、200万ぐらいの利益に対して10%であれば納得もできるわけですが、今回の世界的に大不況の原因ともなったマネーゲームをつくり出した一因に、この軽減税率があることは間違いないと思います。何千万、あるいは何億、何十億という、幾ら利益を出してもわずか10%の税金で済ませると。まさに著しく累進課税原則に反する、またはマネーゲームによって経済がおかしくなると。このことについて真剣に反省をするなら、こういった特例措置は、軽減税率は一刻も早く無くすべきであるという立場から、反対をするものであります。

次に、承認第5号の国民健康保険税条例の一部改正ですが、先ほど質疑しましたが、2割減額を一律に適用するという、このことは改善策で本来は賛成であります。しかし実態はそういうことは今まで事例がなかったと。ということは、納税者にとっては限度額が9万円から10万円に引き上げられただけということになります。国保税が100数十人の方であります。増税をされるという、社会保障がですね、どんどん改悪をされる中で、これ以上の増税には賛成をしがたいという立場から反対をするものであります。

次に、議案第29号の職員給与に関する条例であります。お断りしておきますが、議員あるいは町長以下3役の減額については致し方ないというところもあるかと思えますが、一般職については、

いわゆる労働者であります。労働者の賃金が一方的に切り下げられるということについては、賛成しがたいと思います。とりわけ今回の人事院勧告は、人事院の勧告は、本来原理原則で民間の夏のボーナスが支給をされ決定された、その後調査の上、これまで勧告をされてきたわけでありまして。この原則を踏みにじってまで、なぜ今の時期に賃金を減らすのか。誰もが考えることではあります、いわゆる今度の総選挙目当てに公務員をたたけば自分たちの選挙に有利になると、そのために人事院に時の権力者が圧力をかけて、今までまったくこういうことが原則に反してボーナスの決定前に公務員の給与引き下げを勧告をさせたというのが実態ではなかろうかと思っております。まさに選挙目当てでこういうものをもて遊んではならないと思っております。

それから、今、国会では過去最高額の15兆円もの膨大な補正予算が組まれておりますが、国民向けにはほんのわずかと。しかし大企業、あるいは大金持ちに対しては優遇策と。過去最高の補正予算を組んだ背景には、いわゆる景気対策のためという名目でありまして。そうありますならば、今、公務員の給料を下げるということは、国内の内需を冷やしてしまうと。景気が回復するどころか、景気に冷や水をかけてしまうという結果になることは明らかであります。さらに、民間のボーナスが支給される前に公務員の賃金を、ボーナスを引き下げるとことは、民間の給与も下がって当たり前と、こういうことを作り出していくことは明らかだと思っております。一般の確かに労働者の賃金が下がっていることは事実であります、景気が下がっている時期に百歩譲っても、人事院勧告というのは、いわゆる労働争議権を剥奪された見返りとしてできている制度でありますから、これに照らせば今回の措置は断じて認めるわけにはまいらないということで、反対の立場を表明するものであります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 承認第4号、5号及び議案第29号について、賛成の立場から討論をいたします。

承認第4号、5号につきまして、全体的には国の責任としてマクロ政策の一環かなと。やはり、こういった景気が落ち込んでいるときには何らかの施策をして景気に刺激を与えなければならない。考えますに、過去を振り返ってみますれば、景気対策に有効であったのは各国共々やはり減税であります。そういったことを考えますれば、やはりこういった税額の控除あたりの配慮というものは、国の国家の責任としてやはり取り組んでいかなければならないかなと。

それと、議案第29号につきましては、先ほど質疑あたりも私はして、町独自のデータが必要ではないかなということで都合のいいときだけ人事院勧告に頼るとするのはよくないと。やはり、地方自治体の意義、それと公務員たるものは何たるものか、全体の奉仕者であるということを考えますれば、やはり今回の下げるとことに対しては、やはり賛成すべきではないかと。これが上げるときだったならば、もっと私は議論を尽くしたいと思っておりますが、結果として国民感情に、町民の感情に配慮するために全体的に一律に下げますよというふうな形になっております。そういうことを考えますれば、議案第29号にしても有効ではないかなと、総合的な判断がなされるかなと私は思いますので、承認

第4号、5号、そして議案第29号については、賛成の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、議案第29号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対する立場で討論を行いたいと思います。

まず、私自身が役場を退職し、現在民間の企業で働くものの1人として、その厳しさを肌に直接感じながらも、この条例が改正されれば、さらに民間に対して厳しく影響するという考えの下で発言していくということを、まず最初に述べておきたいと思います。

さて、県内では25日に城南町議会が否決、26日には水上村が否決、さらに先ほど質疑でもありました職員の1日の勤務時間を15分短縮するという条例改正案を可決、同日に御船町は減額を見送るという報道がなされています。本来なら労働基本権の制約の代償措置として、人事院勧告は信頼されるべきものと私は思います。しかし、今回の勧告は、従来の勧告から見て極めて異例です。人事院は、本年の賃金情勢と夏季一時金に関する調査を4月7日から24日にかけて行いました。その結果については、先ほど総務部長からお話があったとおりで、私はその結果が必ずしも正確性、信頼性があるとは思っておりません。したがって、御船町の選択のように、例年8月になされている人事院の定例勧告で、さらに減額勧告が出る可能性があり、冬のボーナスで減額も含めて検討していきたいとすることが御船町の選択が得策ではないかと思うわけです。さらに先ほど質疑の中で町はあくまでも人事院勧告をこれまでも、これからも尊重していくという答弁がありました。昨年8月の人事院勧告も、先ほど申し上げたとおりであります。そのことだけは状況を見てやらないというふうな答弁がなされました。人事院勧告をつまみ食いするということでは人事院制度の根幹を揺るがすものであり、労働基本権の問題であると考えているものです。しかも総務省も、私も通達を直接文書で見たわけですが、国家公務員の勤務時間との権衡を図るようお願いしますと、総務省が直接市町村ないしは県あたりに通達を出しております。人事院勧告をあくまでも尊重するという立場であれば、今回の条例改正の前に昨年だされた勧告に基づく勤務時間短縮の条例改正を行うか、もしくは今回同時に提案すべきであると考えているところです。

以上、今回の勧告の正確性や信頼性並びに町の人事院勧告に対する基本的なスタンスなど問題があると考えている次第です。本条例案に反対の意思を表明するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、承認第5号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

平成21年第3回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年5月29日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 鈴 木 ムツヨ

大津町議会議員 大 塚 龍一郎